

学校法人湯梨浜学園 授業料減免規程

(趣 旨)

第1条 この規程は学校法人湯梨浜学園（以下「本学園」という。）に在学する生徒で向学心に燃え、心身健全で且つ、経済的理由により、授業料の支弁が困難と認められるものに就学条件の緩和を図るため授業料を減免し、もって有用な人材を育成することを目的とする。

(授業料減免対象者の資格及び支払基準)

第2条 授業料の減免を受けることのできる者は、1の要件をそなえている者のうちから、第5条に規定する授業料減免委員会の審査に基づき理事長がこれを決定する。

1. 鳥取県私立中学校・高等学校生徒授業料減免補助金交付要綱に定める別表（第3条・第6条関係）及び附表（所得基準額表）の例による。

(授業料減免額)

第3条 授業料の減免額(月額)は、第2条各項に掲げる経済的状況に応じ本学園の授業料額(月額)を最高額とし、その一部を最低額として減免する。

(授業料減免期間)

第4条 授業料を減免する期間は、授業料減免決定通知書により決定された月からその学年度末とする。ただし、次の各項に該当する場合、その決定を取り消すことがある。

1. 学業成績又は素行が不良になったとき。
2. 退学又は転学並びに、傷病のため成業の見込みがない者。
3. 授業料の支弁が可能になったとき。

(審査委員会の組織及び選考方法)

第5条 審査委員は次の各項に掲げるものをもって組織し、審査委員は理事長が委嘱する。委員の任期は一年とし、委員会は委員長をおく。委員長は委員の互選とする。委員会は毎年4月又は5月及び1月に開くものとする。ただし、理事長が必要と認めた場合、この限りでない。

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 理事長 | 1 名 |
| 2. 学校長、教頭、事務長、教務主任 | 4 名 |
| 3. その他、理事長が必要と認めた者 | 若干名 |

(授業料減免手続き)

第6条 授業料減免を希望するものは、授業料減免申請書(様式第1号)、家庭状況調査書(様式第2号)及び市町村長が発行する「所得・課税証明書」(世帯全員分)を添えて、学校長を経て理事長に出願するものとする。

(授業料減免通知書)

第7条 授業料減免決定者に対しては、「授業料減免決定通知書」を交付する。

(授業料減免辞退)

第8条 授業料減免はいつでも辞退できる。辞退するときは、辞退届けを学校長を経て理事長に提出するものとする。

(審査手続き)

第9条 理事長は第5条の審査委員会に、第6条に規定する書類を提出するものとする。その審査会に必要な内規は理事長が定める。

附 則

1. この規程は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から実施する。